

岐阜県ケアラー支援に関する有識者会議（第1回） 議事概要

日時	令和6年9月12日（木）14:00～15:45
場所	岐阜県庁301会議室
出席委員（11名）	安藤委員、臼井委員、上ヶ平委員、田辺委員、入学委員、岨ノ下委員、服部委員、日比委員、平光委員、藤井委員、安田委員（座長）
欠席委員（3名）	岩井委員、澤井委員、都竹委員
事務局	丹藤健康福祉部長、関谷健康福祉部次長（福祉担当） 地域福祉課 梅村課長、大脇福祉人材対策監、井奈波係長、木下主任
オブザーバー	私学振興・青少年課、医療福祉連携推進課、高齢福祉課、障害福祉課、子ども家庭課、労働雇用課、学校安全課（欠席）保健医療課

議題：岐阜県ケアラー支援推進計画（仮称）の骨子（案）等について

事務局	（資料に基づき、条例の概要、計画の骨子(案)、広報・啓発について説明）
委員	実態調査の中でサービスが必要ないという回答が多くあったが、支援者が関わっていくうちにサービスの内容を知り、利用につながるという事例もあるため、広報が重要と考えている。
委員	ケアラー本人に向けた広報のみならず、ケアラーを孤立させない社会をつくるための広報も並行して実施していくことが重要である。
委員	家族のことに立ち入っていくのは難しい部分があるが、地域の中で気づいてもらえるように、地域に向けた広報も重要だと思う。
委員	ケアラー本人向けと県民向けとで発信する内容を変える必要があり、本人向けには「あなたもケアラーかも？」といったメッセージが、県民向けには「ケアラーを知っていますか？」といったメッセージが考えられるのではないか。
委員	発信する内容については、ケアを受けている者を追い詰めない、悪者にしないようなメッセージとしていくことが必要ではないか。
委員	広報・啓発を行う際には、ケアされる側の思いにも配慮してもらえればと思う。 「ケアラーはこんなに大変である」というものではなく、「みんなで支え合っていく」というメッセージとしてほしい。
委員	広報・啓発の手法については世代別に考えた方がよい。50代以上であれば紙媒体がよいと思うが、10代を対象とする場合には、SNSを活用して、キャッチコピーなどの短いメッセージを発信するのがよいと思う。
委員	高齢のケアラーについては、SNS等ではメッセージを届けることは難しいため、回覧板や掲示板などを利用して印刷物を見てもらうことが有効ではないか。
委員	60代以上のケアラーに対しては、紙媒体で、横文字を使わずに噛み砕いた言葉で説明するとよいと考える。

委員	高齢の方は、市町村の広報紙を読む方も多いため、広報紙に掲載してもらうのも有効ではないかと考えている。
委員	ヤングケアラーに対しては、児童生徒に対して、分かりやすい事例が載っているチラシやポスターを作成し、学校を通じて広報するのが有効である。また、児童生徒は1人1台タブレットを持って学習しているため、こうしたものを活用することもできると考えている。
委員	大人になり、ケアをしなければならぬ状態になってから、初めてケアラーについて知るのではなく、子どもの頃から学んでもらえるよう、教育カリキュラムの中に入れていくことも考えてもらえるとよい。小中学生向けのテキストを作成するのも有効ではないか。
委員	ヤングケアラーについては、子どもが面倒を見るのが当たり前と考えている親もいるため、当事者から実際の話聞いていただくことも重要ではないかと考えている。
委員	若い世代を中心に、障がいをもつ子どもを育てながら働きたいという思いがあるが、事業所の送迎などで遅刻・早退する必要があるため、仕事とケアの両立に向けた環境整備も重要と考えている。
委員	介護休暇を取りにくい企業もあると考えられるため、休暇を取りやすい環境づくりに向けた啓発が必要と考えている。
委員	ビジネスケアラーへの理解・配慮も重要であり、仕事とケアが両立できるよう、企業に対しても、ケアラーへの理解や在宅勤務環境の整備を働きかけてほしい。
委員	改正育児・介護休業法が公布され、来年4月から施行されるが、こうした法改正の動きも踏まえて、企業に対してどのような周知啓発を行うのか検討するとよいのではないか。
委員	認知症については、9月21日を「認知症の日」として、ポスター等を使って集中的に啓発を行っており、ケアラーについても、県民に分かりやすいように月間を設定するのもよいかもしれない。
委員	ケアラーの自覚がない方もいるため、まずは知的障害者相談員や身体障害者相談員の研修の場を活用し、相談員に認識を持ってもらうことも必要ではないか。
委員	仕事をしながら親の介護をするケースも増えており、相談する時間がとれないという声も聞く。LINEなどを活用し、空いた時間に相談できるような環境があるとよいのではないか。
委員	どのような制度があるのか分からず、相談してもよいアドバイスがもらえないといったこともある。愚痴のような話も聞いてもらった上で、その人にあったアドバイスをしてもらえると非常にありがたい。
委員	様々なサービスを利用することによって家族の負担は減少するものの、それだけでは解決できない悩みがある。家族の会で当事者同士が交流することで、肩の荷を下ろすことができるため、居場所の確保も必要と考えている。

委員	地域包括支援センターが、居宅介護支援事業所のケアマネージャーに対する研修を実施するに当たり、ケアラー支援に関する研修の講師を紹介してもらえるとよいと考える。
委員	障がい者の相談支援事業者もケアラーに関する認識を持つ必要があるため、年1回の研修の場などを活用し、支援専門員への啓発をしていければと考えている。
委員	学校の先生も制度について知らないことが多いため、教育との連携についても期待している。
委員	学校に相談があった場合に、基幹相談支援事業所などにつないでもらえるように、学校に対し相談支援事業所の役割等を周知していくことも重要と考えている。
委員	まずは広報・啓発等の取組を重点的に進めていく必要があるが、支援やサービスが充足していないのではないかと感じており、取組を進める中で、サービスの充実も図っていく必要もあるのではないかと。
委員	ケアラーの方々は体力的に疲弊しているため、ショートステイなどを利用したいというニーズがあるが、場合によってはサービスを利用できないこともあるため、サービスの拡充もしていただくとよい。
委員	ヤングケアラーについて、小中高の間に、相談してよかったと思える体験を一度でもした子は、その後の人生でも苦しいことがあれば誰かに相談するが、我慢して相談しなかった子は、将来も抱え込んでしまう傾向があるとされている。そう考えると、幼少期からの関わりの中で、早く気づく力をもつことも重要だと感じている。
事務局	本日の意見を基に計画案を作成し、次回の会議で意見を伺う。 (閉会)